

平成30年度復興庁概算要求のポイント

平成30年度概算要求額(復興庁所管)：1兆6,273億円+事項要求 [前年度予算額：1兆8,153億円]

復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き迅速かつ適切に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- ・被災者支援総合交付金(205億円)
- 〔拡〕被災者の心のケア支援事業(22億円)
- ・災害救助法による災害救助等(170億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(159億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(101億円)
- 〔新〕相双地域等における介護サービス提供体制の確保等(11億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備(2,179億円)
- ・東日本大震災復興交付金(425億円)
- ・災害復旧事業(2,339億円)
- ・社会资本整備総合交付金(復興)(969億円)
- ・農山漁村整備(245億円)
- 〔拡〕森林整備事業(67億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(8億円)、調整費(6億円)等も計上
※税制改正要望については要望事項無し

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(210億円)
- ・観光復興関連事業(56億円) 〔拡〕被災地の人材確保対策事業(12億円)
- ・復興水産加工業等販路回復促進事業(15億円)
- 〔拡〕福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(50億円)
- ・福島県営農再開支援事業(142億円) 〔拡〕福島イノベーション・コースト構想関連事業(160億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(16億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(事項要求) 等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。
※帰還困難区域の特定復興再生拠点整備(インフラ整備、除染・家屋解体等)については、地方自治体から申請された計画の認定状況を踏まえ、予算編成過程で具体化。

- ・福島再生加速化交付金(807億円+事項要求) 〔拡〕鳥獣被害対策：計20億円程度を想定
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(188億円)
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業(4億円)
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(60億円)
- 〔拡〕福島県浜通り地域等の教育再生(45億円)
- 〔新〕放射線リスクに関する情報発信(6億円の内数)
- ・中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壤等の適正管理等(5,898億円) 等



平成30年度 予算概算要求概要

平成29年8月
復興庁

(参考)

平成30年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

(平成29年7月20日公表)

平成30年度復興庁予算については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）及び「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）に基づき、被災地の復興に必要な取組を着実に進めるため、次の4つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

1. 以下の分野について、被災地の抱える課題の解決に直結する予算とすること。その際には、復興の加速化を進めていく中で、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応すること。
 - ・被災者支援
 - ・住宅再建・復興まちづくり
 - ・産業・生業（なりわい）の再生
 - ・原子力災害からの復興・再生
2. 福島に関しては、上記閣議決定及び「改定福島復興再生基本方針」（平成29年6月30日閣議決定）等を踏まえ、原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させる施策を講じること。特に、被災者の心身のケア、風評の払拭、事業・生業の再建に向けた取組を行うことに加え、避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備や帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備などに取り組むこと。
3. 「新しい東北」の創造に向け、民間の人材やノウハウを活用するとともに、各種の取組で蓄積したノウハウ等について被災地での展開・普及を図ること。
4. 復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、その効率化を進め、復興のために真に必要な事業に重点化すること。また、より的確に事業の進捗を見極め、要求額の精査を行うこと。

**平成30年度復興庁予算概算要求総括表
(東日本大震災復興特別会計)**

(単位:億円)

| 区分 | 平成30年度 概算要求額 | 平成29年度 当初予算額 |
|------------------------------|-----------------------|-----------------|
| 復興庁 | 16,273+事項要求 | 18,153 |
| 1. 被災者支援 | 863 | 1,124 |
| うち・心のケア・地域コミュニティの再生 | 257 | 243 |
| うち 被災者支援総合交付金 | 205 | 200 |
| うち 被災者の心のケア支援事業 | 22 | 14 |
| ・災害救助法による災害救助等 | 170 | 230 |
| ・被災者生活再建支援金補助金 | 159 | 135 |
| ・就学等支援 | 101 | 112 |
| ・相双地域等における介護サービス提供体制の確保等 | 11 | 1 |
| ・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進(※1) | 6 | 2 |
| 2. 住宅再建・復興まちづくり | 7,064 | 7,698 |
| うち・復興関係公共事業 | 4,238 | 4,481 |
| ・東日本大震災復興交付金 | 425 | 525 |
| ・災害復旧事業 | 2,339 | 2,599 |
| ・災害廃棄物の処理 | 34 | 72 |
| 3. 産業・生業(なりわい)の再生 | 1,015+事項要求 | 1,052 |
| うち・災害関連融資等 | 200 | 235 |
| ・中小企業への支援 | 231 | 230 |
| うち 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 | 210 | 210 |
| ・観光復興 | 56 | 51 |
| ・雇用支援 | 28 | 29 |
| ・農林水産業への支援 | 315 | 160 |
| うち 福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等) | 50 | 47 |
| うち 福島県営農再開支援事業 | 142 | - |
| ・福島イノベーション・コスト構想関連事業 | 160 | 101 |
| ・原子力被災事業者等支援 | 16 | 54 |
| ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 | 事項要求 | 185 |
| 4. 原子力災害からの復興・再生 | 7,258+事項要求(※2) | 8,209 |
| うち・福島再生加速化交付金 | 807+事項要求 | 807 |
| ・特定復興再生拠点整備事業 | 事項要求 | 309 |
| ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業 | 188 | 181 |
| ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 | 4 | 2 |
| ・福島県浜通り地域等の教育再生 | 45 | 27 |
| ・中間貯蔵施設の整備等 | 3,210 | 1,876 |
| ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等 | 1,445 | 1,851 |
| ・除去土壤等の適正管理・搬出等 | 1,243 | 2,855 |
| 5. 「新しい東北」の創造 | 8 | 9 |
| 6. 東日本大震災復興推進調整費 | 6 | 8 |
| 7. 復興庁一般行政経費等 | 59 | 55 |

※1 放射線リスクに関する情報発信(新規)は本事業の中で実施。

※2 帰還困難区域の特定復興再生拠点整備(インフラ整備・除染・家屋解体等)については、地方自治体から申請された計画の認定状況を踏まえ、予算編成過程で具体化。

(注):計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

平成 30 年度復興庁概算要求の概要

(1) 被災者支援 863億円

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

(主な事業)

- **被災者支援総合交付金 205 億円**
復興の進展によって生じる「心身のケア」、「コミュニティ形成」、「住宅・生活再建の相談支援」、「心の復興」及び「被災者支援に携わる者への支援」等の課題に対する取組を一体的に支援。
- **被災者の心のケア支援事業 22億円**
被災者の精神保健面の支援のため、心のケア専門職による相談支援等を実施。特に原子力災害の被災者・避難者について、双葉郡への新たな支援拠点の設置や県外避難者への相談支援体制の充実等を実施。また、支援に携わる者自身が心の健康を保ち継続的に役割を果たすための支援を実施。
- **災害救助法による災害救助等 170億円**
被災者の方々に供与している応急仮設住宅（借り上げ型を含む）の供与期間の延長に伴う経費や解体撤去費等を支援。
- **被災者生活再建支援金補助金 159億円**
住宅が全壊、大規模半壊等の一定の要件に該当した被災世帯を対象に基礎支援金（最高100万円）、加算支援金（最高200万円）を支給。

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 27億円
被災した児童生徒・教職員等の心のケア等の課題に対応するため、被災地域の学校等においてスクールカウンセラー等の活用を支援。
- 被災した児童生徒等への就学等支援 101 億円
被災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒学生に対し、学用品費の支給や奨学金の貸与等による支援を実施。
- 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等＜新規＞ 11億円
就職準備金の引上げや応援職員の確保支援を通じた相双地域等における福祉・介護人材の確保と避難解除区域内の入所施設等への運営支援を一体的かつ時限的に実施。
- 被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進 6 億円
復興施策及びその進捗等の情報を被災地の内外に発信することに加え、新たに放射線リスク等に関する情報の発信を行う。

(2) 住宅再建・復興まちづくり 7,064 億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

(主な事業)

- 復興道路・復興支援道路の整備 2,179億円
被災地復興のリーディングプロジェクトとして、復興まちづくりを支援するため、早期整備を推進。

- 東日本大震災復興交付金 425億円
東日本大震災により著しい被害を受けた地域の復興を進めるため、公共施設等の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等を、一つの事業計画の提出により一括で支援。
- 災害復旧事業 2,339億円
東日本大震災で被災した漁港施設、海岸堤防、農地・農業用施設、治山施設、上水道、学校等の復旧を引き続き重点的に推進。
- 社会資本整備総合交付金（復興） 969億円
地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（復興分）に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援。
- 農山漁村整備 245億円
被災地域の農地・農業用施設、拠点漁港等の生産基盤の整備等を推進。
- 森林整備事業 67億円
放射性物質を含む土砂の流出防止を図るため、間伐等への支援を行う。特に放射性物質の影響等により森林所有者自らでは整備が進めがたい森林の路網整備等を市町村等が推進。
- 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業 22億円
岩手県・宮城県・福島県等と連携して、復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の整備を推進。
- 沿岸被災地のまちの再生に向けた官民連携推進支援＜新規＞ 1億円
まちの賑わい創出等に向け、官民連携による土地活用ニーズの掘り起こし等に係る取組を促進するための調査・検討の支援等を実施。

(3) 産業・生業（なりわい）の再生 1,015億円+事項要求

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。

福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

(主な事業)

- **災害関連融資** 183億円
被災した中小企業、農林漁業者等の復旧・復興の取組に対して低利融資等を行うため、株式会社日本政策金融公庫等に対し財政支援を実施。
- **復興特区支援利子補給金** 18億円
復興特区において復興の中核となる事業の実施者に必要な資金を貸し付ける場合に、金融機関に対し利子補給金を支給。
- **被災地企業の資金調達等支援事業<新規>** 1億円
被災地企業の新商品開発等を通じ産業復興を実現するため、必要な資金を調達する新たな手法の定着を図る取組を支援。
- **中小企業組合等共同施設等災害復旧事業** 210億円
岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難解除区域等を対象に、被災中小企業者等の施設復旧等を支援。なお、従前の施設等の復旧では売上回復等が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新商品・サービスの開発等）を引き続き支援。

- **観光復興関連事業** 56億円
被災地の風評を払拭し、東北観光復興を実現するため、地域からの発案に基づいたインバウンドを呼び込む取組や東北の観光魅力の発信強化、福島県の観光振興等を支援。また、民間の新たな試みとも連携しつつ、東北への交流人口拡大と地域経済の活性化につながるビジネスモデルを創出。
- **被災地の人材確保対策事業** 12億円
若者や専門人材等の幅広い人材を被災地に呼び込むとともに、企業に人材確保・定着・育成等のノウハウを提供し、人材獲得力の向上を図るほか、人材獲得に成功している好事例を地域に広める取組等を実施。
- **復興水産加工業等販路回復促進事業** 15億円
被災地の水産加工業の販路回復のための個別指導、セミナー等の開催、販路回復等に必要な加工機器の整備等を支援。
- **福島県農林水産業再生総合事業** 50億円
福島県の農林水産業の再生に向けて、G A P の取得支援や農林水産物の販路拡大と需要の喚起など生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。
- **福島県営農再開支援事業** 142億円
除染後の農地の保全管理、作付実証、放射性物質の吸収抑制対策、新たな農業の転換等の営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援。
- **原子力災害対応雇用支援事業** 16億円
原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・N P O 等への委託による一時的な雇用機会の確保等を通じ、その生活の安定を図る。

- 福島イノベーション・コースト構想関連事業 160 億円
福島ロボットテストフィールド、先端農林業ロボットの開発、共同利用施設（ロボット技術開発等関連）及び水産試験研究拠点の整備のほか、構想の拠点施設運営やプロジェクト創出、地元企業との連携を含めた浜通りの地域振興に資する実用化開発等を支援。
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 16 億円
原子力災害からの事業・生業の再建や新規創業等の取組を支援。
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 事項要求
避難解除区域等に工場等の新增設を行う企業を支援。

（4）原子力災害からの復興・再生 7,258 億円＋事項要求

原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された区域での鳥獣被害対策等の生活再開に必要な環境整備や帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想に係る取組や風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化する。また、中間貯蔵施設の整備等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等の搬出等を着実に推進する。

(主な事業)

- 長期避難者等の支援、早期帰還の支援及び区域の荒廃抑制
 - ・ 福島再生加速化交付金 807 億円+事項要求
 - ・ 特定復興再生拠点整備事業 事項要求

地方自治体等に対して「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」の施策等を一括して支援することにより、福島の再生を加速。

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係るインフラ整備、除染・家屋解体費用等については、地方自治体から申請された計画の認定状況を踏まえつつ、予算編成過程で具体化。
- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 188億円
- ・ 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 4億円

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進。

また、避難解除区域等や帰還困難区域に多くのイノシシ等が出現していることが、住民の帰還の妨げの大きな一因になっていることを踏まえ、市街地周辺の柵の設置、わなの数の大幅増等により対策を強化(計 20 億円程度を想定)。
- ・ 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等 60億円

帰還困難区域の境界に設置しているバリケードの維持管理や、帰還困難区域に入域を希望する住民・復旧作業員・消防官・警察官等について安全な入域を確保するため入域管理・被ばく管理等を特定復興再生拠点の設定に対応しつつ実施。
- ・ 福島県浜通り地域等の教育再生 45 億円

避難指示解除等に伴い再開した小中学校等における魅力ある学校づくりを継続的に支援。また、中高一貫校の設置等に係る支援を実施。さらに福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のための教育環境の整備等の支援を推進。

- 汚染廃棄物等の適正な処理
 - 中間貯蔵施設の整備等 3,210億円

福島県における放射性物質により汚染された土壤等を安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設を整備するとともに、最終処分に向けた除去土壤等の減容・再生利用に関する技術開発等を推進。
 - 放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,445億円

福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物及びその他の県も含めた放射性物質に汚染された指定廃棄物について国の責任において処理を着実に推進するとともに、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物処理等を支援。
 - 除去土壤等の適正管理・搬出等の実施 1,243億円

除染特別地域において、除染によって生じた除去土壤等を仮置場で適正に管理し、中間貯蔵施設等への搬出後の現状回復等を実施するとともに、地方公共団体が行う除去土壤等の適正管理・搬出等を支援。
- 風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの強化（主な事業）
 - 放射線リスクに関する情報発信＜新規＞ [再掲]
(被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進（6億円）の内数)
 - 放射線副読本の改訂・配布＜新規＞ 2億円

全国の小中高生を対象とした放射線副読本の改訂・配布を行う。なお、一般会計においても、教職員等への研修及び児童生徒等への出前授業を引き続き実施。

- 相談員育成・配置事業 [再掲]
(福島再生加速化交付金の内数)
放射線不安や帰還後の生活再開への不安等に関する住民からの相談に応じ、住民の不安低減に資する相談員の育成・配置を支援。
 - 福島県農林水産業再生総合事業 [再掲]
 - 地域の魅力等発信基盤整備事業＜新規＞ 3億円
福島県の伝統・魅力等の発信等を通じた風評の払拭等を図る民間団体等の取組を支援。
 - 観光復興関連事業[再掲]
- 原子力災害被災地域等の再生
- 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等 [再掲]
 - 福島県営農再開支援事業 [再掲]
 - 原子力災害対応雇用支援事業 [再掲]
 - 福島イノベーション・コースト構想関連事業 [再掲]
 - 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 [再掲]
 - 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 [再掲]
- (5) 「新しい東北」の創造 8億円

これまで行ってきた各種の取組で蓄積したノウハウ等の被災地内外での普及・展開に対する支援を強化するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を推進。

- 「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業 8億円
「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の自治体、事業者等に対し、きめ細かな支援を実施するとともに、多様な主体間の情報共有や取組の情報発信を強化。
- 「新しい東北」交流拡大モデル事業 [再掲]
(観光復興関連事業の内数 (5億円))
- 伴走型人材確保・育成支援モデル事業等 [再掲]
(被災地の人材確保対策事業の内数 (10億円))
- 被災地企業の資金調達等支援事業 [再掲]

(6) 東日本大震災復興推進調整費 6億円

復興に関する諸制度の隙間を埋め、国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施。

<東日本大震災復興特別会計について>

東日本大震災復興特別会計では、前記の復興庁所管予算（約1.6兆円+事項要求）に加え、各府省所管予算（約0.5兆円+事項要求）を要求。

(単位：億円)

| 区分 | 平成30年度 概算要求額 | 平成29年度 予算額 |
|---------------|-----------------|---------------|
| 復興庁所管 | 16,273 +事項要求 | 18,153 |
| 各府省所管（注1） | 4,856 +事項要求 | 8,742 |
| 震災復興特別交付税 | 事項要求 | 3,425 |
| 復興加速化・福島再生予備費 | 4,500 | 4,500 |
| 国債整理基金特会への繰入等 | 356 | 817 |
| 合 計 | 21,129 +事項要求 | 26,896 |

(注1) 各府省所管には全国防災事業に係る直轄負担金の精算還付金を含む（約3千万円）。

(注2) 金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

平成 30 年度予算概算要求概要
(参考資料)

- P 1 : 被災者支援総合交付金 <復興庁>
- P 2 : 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等 <厚生労働省>
- P 3 : 復興道路・復興支援道路の整備 <国土交通省>
- P 4 : 森林整備事業 <農林水産省>
- P 5 : 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 <経済産業省>
- P 6 : 東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業 <国土交通省>
- P 7 : 復興水産加工業等販路回復促進事業 <農林水産省>
- P 8 : 福島県農林水産業再生総合事業 <農林水産省>
- P 9 : 福島県営農再開支援事業 <農林水産省>
- P 10 : 福島イノベーション・コスト構想関連事業 <経済産業省>
- P 11 : 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 <経済産業省>
- P 12 : 自立・帰還支援企業立地補助金 <経済産業省>
- P 13 : 福島再生加速化交付金 <復興庁>
- P 14 : 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 <復興庁>
- P 15 : 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 <環境省>
- P 16 : 中間貯蔵施設の整備等 <環境省>
- P 17 : 放射性物質汚染廃棄物処理事業 <環境省>
- P 18 : 除去土壤等の適正管理・搬出等の実施 <環境省>
- P 19 : 風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの強化 <復興庁等>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

30年度概算要求額 205.3億円【復興】
(29年度予算額 200.1億円)

事業概要・目的

- 震災から6年半が経過し、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ①被災者支援に携わる方のサポートや育成を行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・住宅・生活再建 | ・コミュニティ形成支援 |
| | ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| | ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- | |
|----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- | |
|-----------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|-----------------|

IV. 被災地における健康支援

- | |
|------------|
| ④被災地健康支援事業 |
|------------|

V. 子どもに対する支援

- | |
|------------------------------------|
| ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
| ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
| ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 |

期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。1

相双地域等における介護サービス提供体制の確保等

平成30年度概算要求：10.7億円
厚生労働省事業(東日本大震災復興特別会計)

- 避難指示解除区域に住民が安心して帰還できるためには、介護提供体制の整備が不可欠。
- 地域で著しく不足する**介護人材の確保を更に加速化**するため、相双地域等の介護施設等への**就労希望者に対する支援**を拡充するとともに、**応援職員の確保支援**を新たに実施する。
- さらに、人材確保策が効果を発揮するまでの間、避難指示解除区域等の**介護施設等**(入所施設・訪問系居宅サービス事業所)**への運営支援**を行う。

I 福祉・介護人材の確保

<現状>

・福祉・介護人材は依然として著しく不足。

(参考)介護関係職種の有効求人倍率(29年6月現在)
福島 2.83 うち相双地域 4.18 全国 3.31

概算要求

(被災地における福祉・介護人材確保事業(2.8億円))

福祉・介護人材確保に向けた支援策を新設・拡充。

(1)就労希望者に対する支援(貸付制度)の拡充

・就職準備金の増額 (30万→50万円)

※従来より一定期間勤務した場合は返済免除

・貸付対象者の拡大 (県内から避難指示解除区域への帰還者を対象に追加)

※従来は、県外から相双地域等への就労希望者が対象

(2)応援職員の確保支援(新規)

・福祉・介護人材の出向を促す環境整備

II 介護施設等への運営支援

<現状>

・入所施設においては介護人材の確保が難しく、入所者の定員までの受入れが当面困難な状況。

・訪問介護などの訪問系居宅サービスにおいては、利用者を十分確保することが当面難しい状況。

概算要求

(長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業(7.9億円))

人材確保策が効果を発揮するまでの間、介護施設等への運営支援を平成32年度まで時限的に実施。

(1)入所施設

・避難指示解除区域等の入所施設に対して、運営支援のための措置を実施。

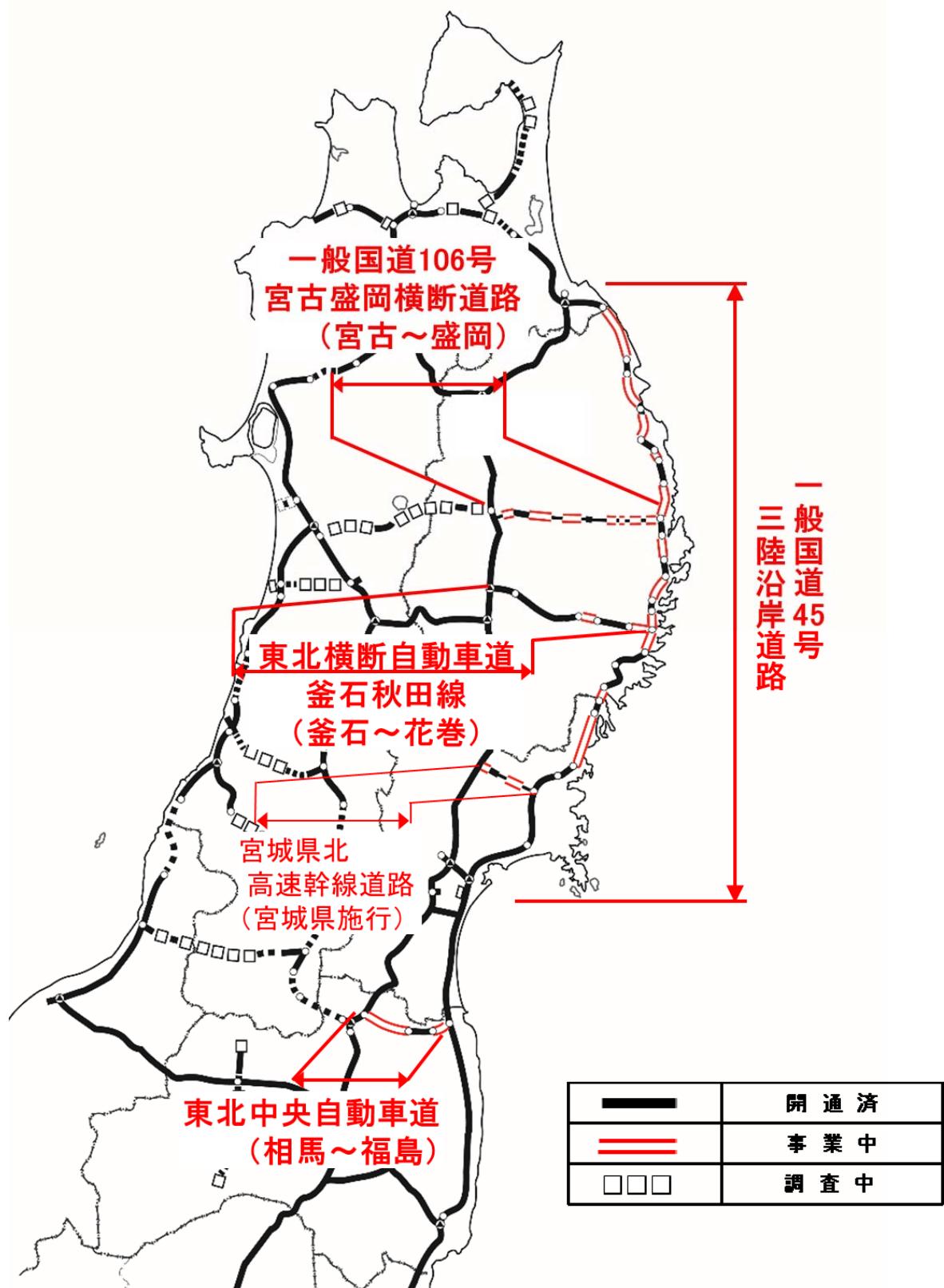
(2)訪問系居宅サービス事業所(訪問介護・訪問看護事業所等)

・避難指示解除区域内で事業所を再開・新設する場合や避難指示解除区域内に事業所がなく外部の事業所がサービス提供する場合に、運営支援のための措置を実施。

支援を一体的かつ時限的に実施

復興道路・復興支援道路の整備 (平成30年度概算要求額:2,179.5億円) (平成29年度予算額: 2,399.5億円)

- 被災地復興のリーディングプロジェクトとして、復興まちづくりを支援するため、早期整備を推進。



森林整備事業（復旧・復興対策）

【平成30年度概算要求額：6,715（5,857）百万円】

- 事業目的：豪雨等による森林からの放射性物質を含む土砂の流出防止を図るため、岩手、宮城、福島の被災3県において、放射性物質対策と一体となった間伐や路網整備等を行う森林所有者等への支援を行う「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、特に放射性物質の影響等により、森林所有者による整備が進み難い人工林等において、**公的主体による緊急的な間伐や路網整備等**を推進。また、事業の実施を通じて、森林の健全化が図られることにより森林・林業・木材産業を自立した地域の基幹産業として再生。
- 事業概要：汚染状況重点調査地域等において、放射性物質対策と一体となった間伐等やこれら施業に必要な路網整備を実施。

① 対象地域

- ・**災害に強い森林づくり**
岩手県、宮城県、福島県の特用林産物の出荷制限地域を含む市町村
- ・**公的主体による間伐等**岩手県、宮城県、福島県の汚染状況重点調査地域等

② 補助対象

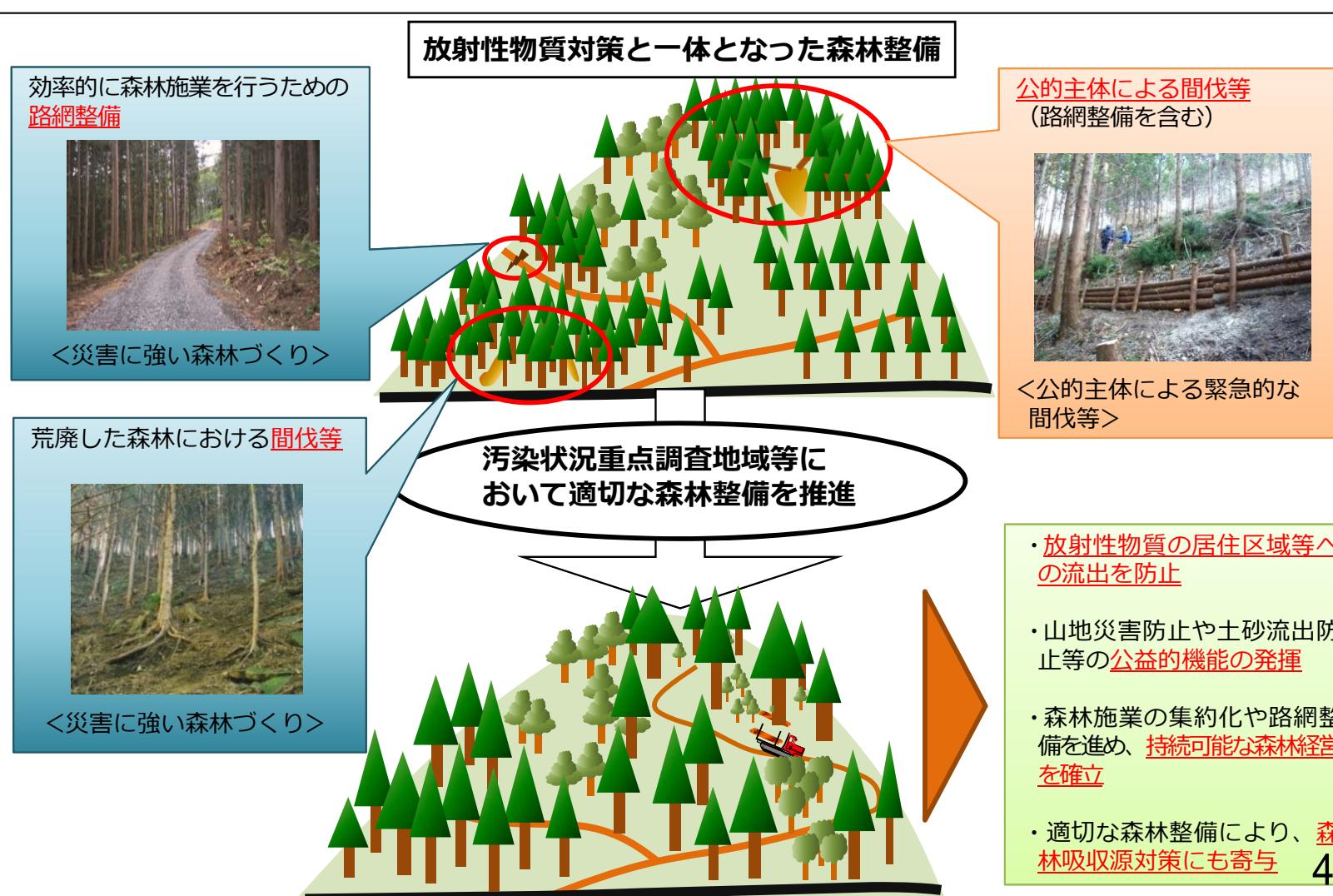
- ・放射性物質対策と一体となった間伐等の森林施業と林業専用道の開設等

③ 補助率等

3/10：民有林補助事業
(間伐等)

50/100、45/100
：民有林補助事業
(林業専用道)

10/10：国有林直轄事業、
水源林造成事業



中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】 (中小企業等グループ補助金)

平成30年度概算要求額 **210.0億円 (210.0億円)**

(1) 中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
(2) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社 等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等

商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等 : 3/4 (国1/2、県1/4)



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

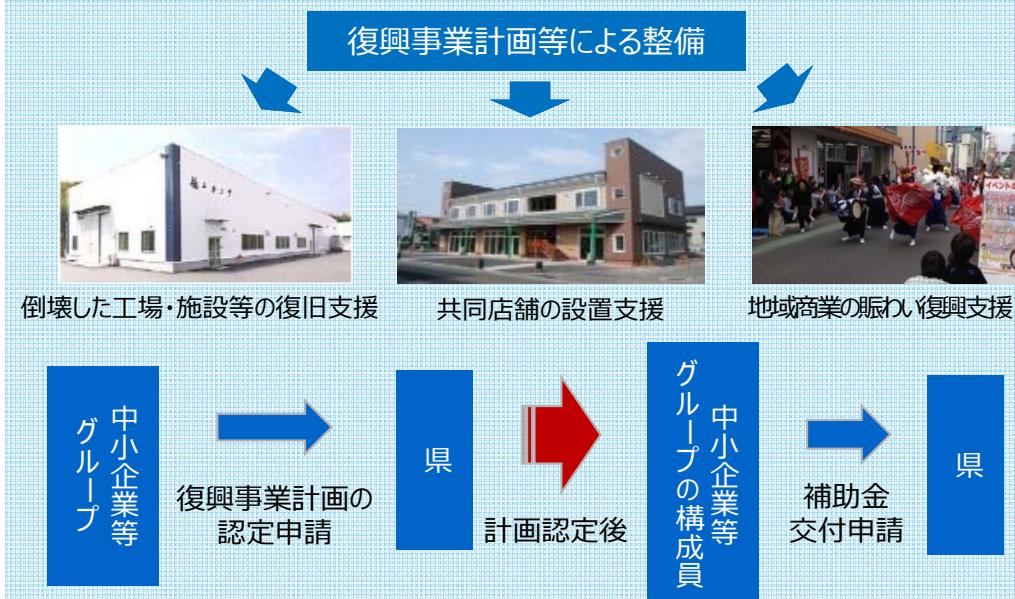
事業イメージ

(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舎整備」等）に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

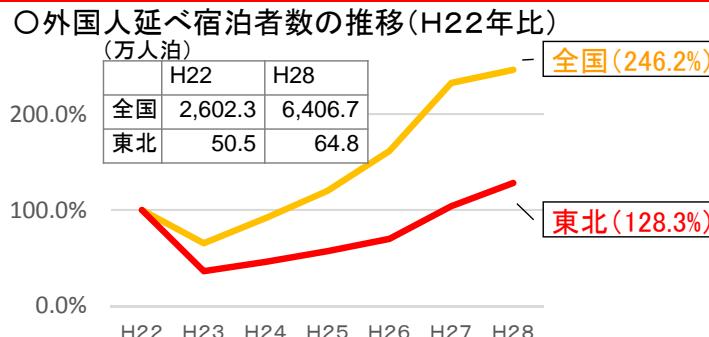
- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。



東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

平成30年度概算要求額：47.9億円

- 訪日外国人が急増する中、東北地方では、外国人の延べ宿泊者数がようやく震災前の水準を回復したところである。
- 訪日外国人急増の効果を東北地方にも波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する。
- 事業の実施にあたっては、適切な目標を設定し、PDCAサイクルを明確にするとともに、広域的に連携した取り組みを推進する。



出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

観光地域づくり(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

地域の取組体制を構築



地域資源の磨き上げ



インバウンド急増の効果を被災地にも波及



訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。



グローバルメディアを活用した情報発信



商談会の実施



旅行会社・メディア等の招請



オンライン旅行会社等と連携した送客促進

復興水産加工業等販路回復促進事業

【平成30年度概算要求額： 1,477（1,477）百万円】

被災地の水産加工業の販路回復等のため、水産加工・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。

補助対象

①復興水産加工業等販路回復促進指導事業

販路回復等に向けた個別指導経費、セミナー開催経費等を支援

②水産加工業等販路回復取組支援事業

個別指導を踏まえた取組に必要な加工機器整備費、放射能測定機器導入費、マーケティング経費等を支援
被災地水産加工業の復興の進捗状況に係る調査・分析を実施

③加工原料等の安定確保取組支援事業

被災地において加工原料を確保するため遠隔地から調達する際の運賃の掛かり増し経費の一部等を支援

補助率

- ① 定額
- ② 定額、 $2/3$ 以内
- ③ $1/2$ 以内

事業実施主体

- ①、② 復興水産加工業販路回復促進センター
- ③ 漁業協同組合、水産加工協同組合等

交付先

- ①、② 復興水産加工業販路回復促進センター
- ③ 県

①復興水産加工業等販路回復促進指導事業

②水産加工業等販路回復取組支援事業

③加工原料等の安定確保取組支援事業

水産加工業者等

販路回復等の取組に要する加工機器の整備費、マーケティング経費等の $2/3$ 以内

助成金

復興水産販路回復アドバイザーによる個別指導を踏まえて

【事業実施主体】

復興水産加工業
販路回復促進センター

定額

国



販路の回復
新規開拓
売上回復！

【事業実施主体】
漁協、水産加工協等

補助金（県を経由）

$1/2$ 以内

国

福島県農林水産業再生総合事業

【平成30年度概算要求額： 5,011（4,710）百万円】

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通、販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

生産段階

第三者認証GAP等取得促進事業

- ・第三者認証GAP等の取得経費
- ・研修会の開催
- ・GAP指導員の育成
- ・産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの運営 等

環境にやさしい農業拡大事業

- ・有機JAS認証の取得経費
- ・有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入
- ・商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等

水産物競争力強化支援事業

- ・水産工コラベルの認証取得経費
- ・認証水産物のPR活動
- ・高鮮度流通の実証試験及びそれに必要な機器・設備の導入
- ・小売店、イベントでの直売 等

農林水産物の検査の推進

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査
- ・産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR

福島県産農産物等流通実態調査事業

国による福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査

販路拡大タイアップ事業

生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言

農産物等戦略的販売促進事業

- ・量販店での販売コーナーの設置、販売フェアの開催
- ・オンラインストアにおける特設ページの運営
- ・アンテナショップを活用した首都圏での販売促進
- ・商談会の開催 等



福島県宮農再開支援事業

【平成30年度概算要求額：14,201百万円】

福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、除染後の農地の保全管理、作付実証、放射性物質対策、新たな農業の転換等の宮農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援する。

(事業実施期間：平成24年度～平成32年度)

福島県内

避難区域等

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成32年度末までに農地面積の6割の宮農再開を図る。

第1段階

○除染後農地等の保全管理

除染後から宮農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援

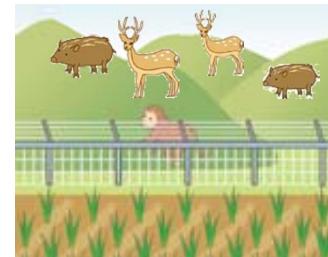


○鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

○放牧畜対策

放牧畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○宮農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援

○水稻の作付再開支援 [水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援]

第3段階

○新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



放射性物質の吸収抑制対策

カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援

避難指示区域等の宮農再開を後押し、福島県産農産物の信頼回復を通じて、



カリ質肥料

※その他特認事業を措置

福島イノベーション・コスト構想関連予算（平成30年度概算要求額 160.3億円（101.4億円））

- 福島イノベーション・コスト構想の実現に向けて、拠点の整備を推進するとともに、地域産業の復興に資する実用化開発等を支援し、プロジェクトの事業化と具体化を図る。

農林水産省関係の取組

先端農林業ロボット研究開発事業

30年度: 1.7億円(0.9億円)

- 浜通り地域等における農作業等の超省力化の実現に向けて、地域条件に適合するロボット等の先端技術の開発及び改良・実証を支援。
- 法面等の除草ロボット
- 海岸防災林の苗木植栽ロボット
- 主産品であるブロッコリー、ソバの収穫ロボット（新規）等



（除草ロボット）



（苗木植栽ロボット）

福島県水産試験研究拠点整備事業

30年度: 3.6億円(2.9億円)

- 放射性物質関連の研究や漁業の復興に資する研究課題に対応するため、研究施設の整備等を支援。



イメージ図



経済産業省関係の取組

構想推進基盤整備事業

30年度: 15.0億円(新規)

- 国、県と密接に連携して同構想の推進に取り組む民間団体等が、①拠点施設の運営等や、②構想の具体化に向けて関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進などを、進めるために必要な費用を補助する。

福島ロボットテストフィールド

30年度: 46.4億円(13.1億円)

- 福島浜通り地域等において、福島県の重点産業であるロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、福島ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備する。



イメージ図

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

30年度: 23.9億円(12.8億円)

- 福島県浜通り地域等においてロボット分野等の先進的な共同利用施設の整備、設備等の導入等を行う。



イメージ図

地域復興実用化開発等促進事業

30年度: 69.7億円(69.7億円)

- ロボット技術等福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

平成30年度概算要求額 15.7億円（54.2億円）

大臣官房福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室
／福島新産業・雇用創出推進室
03-3501-1356 / 03-3501-8574

※29年度予算のうち、38億円は基金の積増によるもの

事業の内容

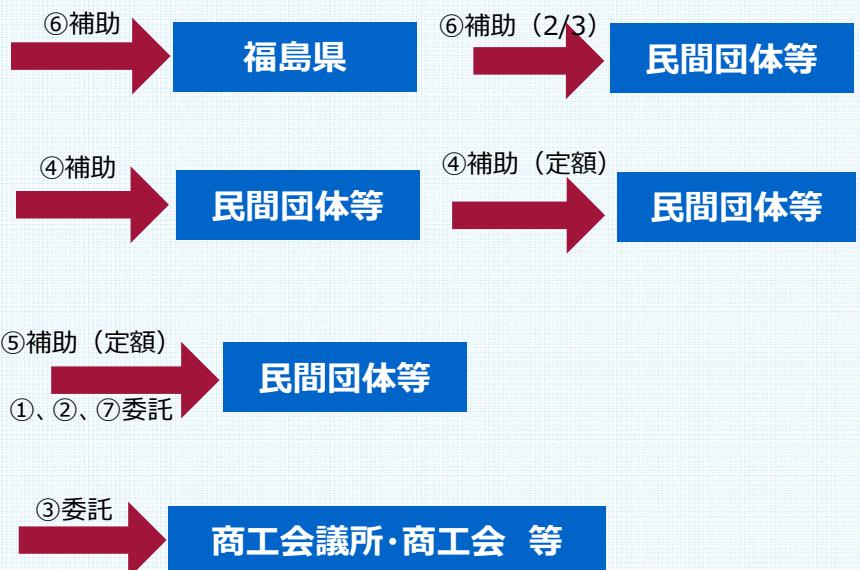
事業目的・概要

- 避難指示等の対象である被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、12市町村の事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建等を支援します。また、事業者の帰還、事業・生業の再建等を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しします。

成果目標

- これらの支援策の実施を通じて、事業者の自立を図ります。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、まちの復興を後押しします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

① 人材マッチングによる人材確保支援事業【委託：継続】<5.0億円>

12市町村内外からの人材確保を図るため、官民合同チームの個別訪問と連携し、事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握してマッチングを行う。

② 6次産業化等に向けた事業者間マッチング支援事業【委託：継続】<3.7億円>

販路開拓や新ビジネスの創出に向けて、事業者の抱える課題等を把握し、課題に応じた専門家の派遣や事業者間マッチング等を行う。

③ 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託：継続】<1.0億円>

各商工会議所、商工会の広域的な連携を強化し、市町村の枠を超えた事業者間の連携等の促進を図る。また、事業者を対象としたセミナー等を開催する。

④ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助：継続】<1.6億円>

地元農商工產品等を活用したイベント開催や退職技術者による技術伝承の取組など、地域の人と人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を行うグループ等の活動を支援する。

⑤ 生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業【補助：継続】<2.3億円>

12市町村内に帰還した住民が必要とする、衣・食・医等に関する生活関連商品の購入や幅広いサービスの利用に必要となる移動・輸送手段等を支援する。

⑥ 創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【補助：継続】<1.2億円>

産業基盤の再構築や「まち」の活性化を図るため、市町村が策定する復興計画等に沿った形で新規創業や12市町村外からの事業展開等を行う事業者に対し、設備投資等に係る費用の一部を補助する。

⑦ 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託：継続】<0.9億円>

12市町村において、新規創業や12市町村外からの事業展開等が活発に行われるような環境を整備するため、店舗等の物件紹介や物件データベースの整備、創業者向けのセミナーなどを開催する。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【復興】

平成30年度概算要求額 事項要求 (185.0億円)

I : 地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課 03-3501-1677
II ①: 福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室 03-3501-8574
II ②: 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用創出及び産業集積を図ります。
- 加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

| | |
|------|------------------------------|
| 対象地域 | 12市町村の避難指示区域等 |
| 対象経費 | 用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等 |
| 交付要件 | 投資額に応じた一定の雇用の創出など |
| 実施期限 | 申請期限：30年度末まで 運用期限：32年度末まで |

成果目標

- 被災者の「働く場」を確保し、生活基盤を取り戻すため、企業立地を推進し、自立・帰還を加速させることで、雇用創出及び産業集積、商業回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I 製造・サービス業等立地支援事業

- **対象業種：** 製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等
- **対象施設：** 工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等
- **補助率：** ○避難指示区域、解除後1年までの避難解除区域
中小企業3/4～2/3、大企業2/3～1/2
○避難解除区域等
中小企業2/3～1/2、大企業1/2～2/5



II 商業施設等立地支援事業

- **対象施設：** 商業施設（①公設型、②民設共同型）
- **補助率：** 避難指示区域、避難解除区域等
自治体、民間事業者等 3/4以内



なお、所要額については、現在実施中の上記Iの事業の公募結果や避難指示解除後の事業環境等を踏まえる必要があるため、事項要求とします。

福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）
30年度概算要求額 807億円十事項要求【復興】
 (29年度予算額 807億円)

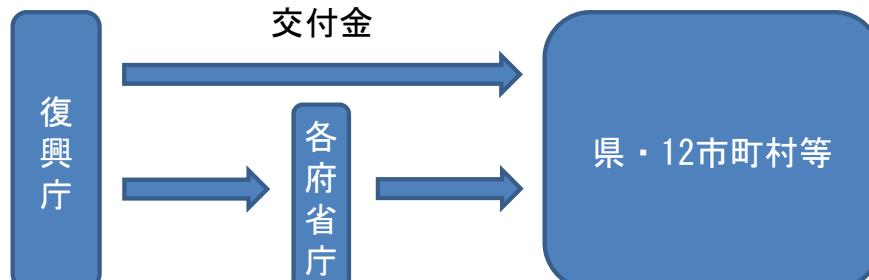
事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)
ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。 (P. 29、6(1)①(iv))
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- (2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

| 交付金の対象 | 主な事業内容 |
|------------------------|--|
| 帰還環境整備 | 被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備 (復興拠点、災害公営住宅等の整備等) ○放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ○営農・商工業再開に向けた環境整備 (農地・農業用施設、産業団地の整備等) |
| 長期避難者生活拠点形成 | 長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 (復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ○復興公営住宅での生活支援 (コミュニティ交流員の配置等) |
| 福島定住等緊急支援 | 子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 (遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ○基幹事業と一緒に効果を増大するソフト施策 (プレリーダーの養成等) |
| 道路等側溝堆積物撤去・処理支援 | 道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援 |
| 福島イノベーション・コスト構想推進費(仮称) | 福島イノベーション・コスト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援 |

福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費（復興庁原子力災害復興班）

30年度概算要求額 188.1億円【復興】 (29年度予算額 181.0億円)

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

- ・原子力被災12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(2) 実施事業の例

① 生活環境の改善のための取組

- ★ 公共施設・公益的施設の機能回復
施設の清掃・修繕（消耗品の交換を含む） 等

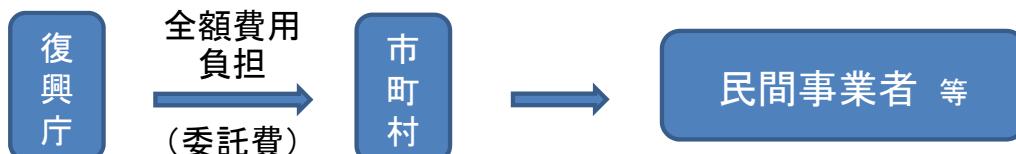
② 避難解除区域への帰還加速のための取組

- ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
医療・介護サービス提供支援、交通支援 等
- ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、被災者の交流事業 等

③ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

- ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、防犯パトロール、鳥獣被害対策 等
- ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害の被災市町村の生活環境の改善、帰還の支援、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。



帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業

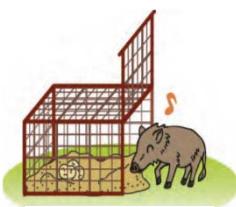
平成30年度要求額
416百万円（192百万円）

背景・目的

帰還困難区域における捕獲対策

住民避難により狩猟や有害鳥獣捕獲が困難なため平成25年度から捕獲を実施

- 捕獲強化への更なる住民の要望
 - 避難12市町村鳥獣被害対策会議に参画して、避難指示区域内外の鳥獣対策と連携して実施
- ↓
- 帰還困難区域内がイノシシの生息適地とならないよう、これまで被害があり、対策の要望があった市街地での捕獲だけではなく、河川敷や農地等も含め、帰還困難区域内の生息数の減少に向けて、捕獲の強化に取り組み、30年度は捕獲対策を3倍増させて、より一層強化させる。



捕獲対策



一時埋設イノシシ等の処理



焼却処理

事業目的・概要等

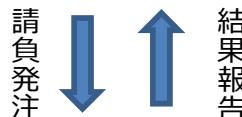
事業概要

被害の軽減を図るため

- ・捕獲等の実施
- ・一時埋設イノシシ等の処理
- ・生息動向調査

事業スキーム

環境省（施策の検討）

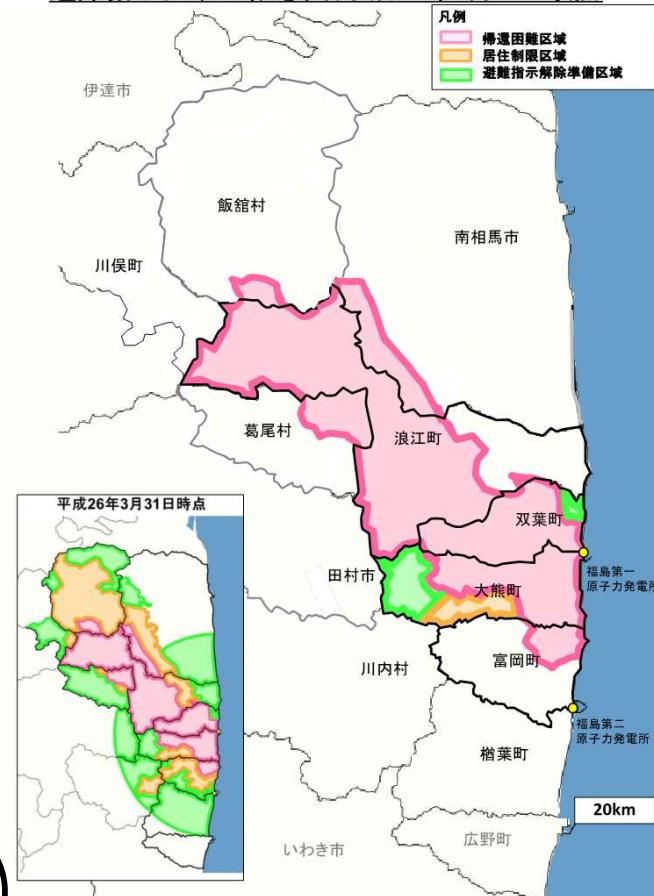


請負事業者
(捕獲等の実施)

期待される効果

- ・区域内の鳥獣被害の軽減防止
- ・避難されている住民方々の円滑な帰還を促進

避難指示区域の概念図(平成29年4月1日時点)



H30年度は、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の帰還困難区域で実施。

| | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----------------|--------|--------|--------|---------|
| はこわな数 | 24基 | 40基 | 56基 | 61基 |
| わなを設置した のべ日数 | 1,783日 | 6,405日 | 9,881日 | 14,644日 |
| 捕獲数 | 204頭 | 381頭 | 286頭 | 588頭 |

※わなは、土地所有者の了解、イノシシの生息動向を踏まえて設置。



中間貯蔵施設の整備等

平成30年度要求額
321,005百万円（187,561百万円）

背景・目的

- 福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する必要。
- 福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設等について、引き続き地元の御理解を得ながら、整備等を着実に実施するため政府として全力を尽くす。

事業スキーム

国による整備

※施設の建設、除染土壌等の輸送等は民間事業者への請負工事で、
管理運営等は中間貯蔵・環境安全事業(株)に委託して実施

事業概要

- | | |
|------------------------------------|---------|
| (1) 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 | 406億円 |
| (2) 中間貯蔵施設の建設、管理運営、除染土壌等の輸送等 | 2,746億円 |
| (3) 最終処分に向けた除染土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 | 56億円 |
| (4) 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 2億円 |

事業目的・概要等



除染土壌等の受入・分別施設（双葉工区）

期待される効果

中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。



土壤貯蔵施設の建設状況（大熊工区）



放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成30年度要求額
144,461百万円（180,123百万円）

背景・目的

【背景】

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生。
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出。
- ③放射性物質が風にのって広い地域に移動・拡散し、雨等により地表や建物、樹木等に降下。
- ④これが、生活ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稻わらやたい肥等に付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。

【目的】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。

事業スキーム

【対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理】

国が直轄で処理を実施。

【農林業系廃棄物の処理、廃棄物処理施設モニタリング等】

国が市町村、民間団体に補助を実施。

期待される効果

放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

事業概要

○対策地域内廃棄物の処理

845億円

- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、国が直轄で処理を行う。
- 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理及び埋立処分等を行う。



楢葉町の仮置場内破碎選別設備



楢葉町の仮設焼却施設

○指定廃棄物の処理

556億円

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超える環境大臣の指定を受けたもの(指定廃棄物)については国が直轄で処理を行う。
- 指定廃棄物の減容化処理を進めるとともに、一時保管されている指定廃棄物の保管強化を支援する。
- 指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。

○農林業系廃棄物の処理

39億円

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 補助対象者:市町村等 補助率:1/2

○廃棄物処理施設モニタリング等

5億円

- 特措法に基づく特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等の安全対策等に要する費用を補助する。
- 補助対象者:市町村等、民間団体 補助率:定額

汚染廃棄物対策地域の状況
(平成29年4月1日時点)



飯館村蕨平地区
仮設焼却施設



農林業系廃棄物(稻わら、牧草等)



除去土壤等の適正管理・搬出等の実施

平成30年度概算要求額
124,335百万円 (285,464百万円)

背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画の策定及び除染、除去土壤等の仮置場での保管を実施し、面的除染は平成28年度におおむね完了した。平成29年度以降は、面的除染完了後の事後処理を実施する。

事業概要

(1) 除染特別地域における除去土壤等の適正管理・搬出等

76,397百万円 (161,718百万円)

〔仮置場における除去土壤等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕

主な事業スキーム

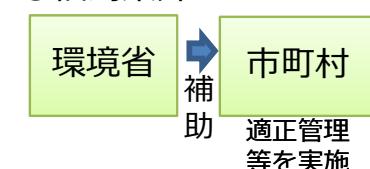
【除染特別地域】 国（環境省）が適正管理等を実施

【除染実施区域】

○福島県内



○福島県外



期待される効果

福島県を始めとする被災地への住民の帰還促進及び被災地での復興の本格化。

イメージ

仮置場での保管(適正管理)～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ

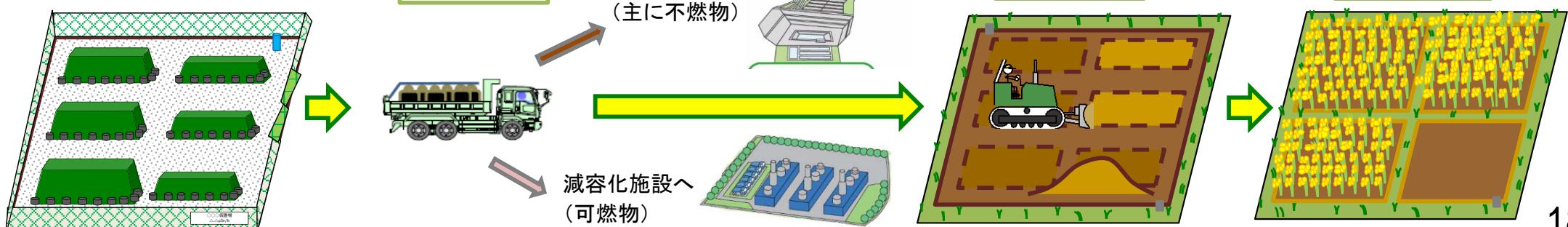
【仮置場】 保管

搬出

中間貯蔵施設へ
(主に不燃物)

原状回復

跡地返還



- 福島第一原発事故後、今なお残る風評の払拭に向け、改正福島復興再生特別措置法や福島復興再生基本方針において、風評払拭への対応や放射線に関するリスクコミュニケーションの推進等を位置付け。
- 風評払拭のためのリスクコミュニケーション戦略の策定を進めるなど、国としても前面に立ち、リスクコミュニケーションを抜本的に強化し強力に推進する必要。

きめ細かく総合的に推進

風評払拭

リスクコミュニケーション・情報発信

【具体的な取組】

放射線リスクに関する情報発信(復興庁; 6億円の内数【復興】)



放射線副読本の改訂・配布(児童生徒用)(文部科学省; 2億円【復興】)

学校教育における放射線に関する教育の支援(文部科学省; 1億円【一般】)

食品安全に関するリスクコミュニケーションや情報発信の強化(消費者庁; 1億円の内数【一般】)



放射線による健康不安に対するリスクコミュニケーション(環境省; 14億円の内数【一般】)

地域の魅力等発信基盤整備事業(経済産業省; 3億円【復興】)

福島県農林水産業再生総合事業(農林水産省; 50億円【復興】)

観光復興関連事業(国土交通省、復興庁; 56億円【復興】)

相談員育成・配置事業(福島再生加速化交付金(復興庁); 807億円+事項要求の内数【復興】) 等

※ 関係省庁の連携した取組を抜本強化するため、プロジェクトチームを設け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を年内目途に策定

※ 今後の風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略策定プロジェクトチームにおける議論の状況も踏まえ、予算編成段階で具体化